

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

証拠説明書 8

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成26年7月23日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

(甲C号証 原子力発電所の構造・設備等に関するもの)

甲C号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
13	蒸気爆発の科学 -原子力安全から火山噴火まで- (甲C2と同一文献)	高島武雄 飯田嘉宏	平成10年11月25日	写し	11頁 ~44 頁	蒸気爆発の発生例 など	熔融金属によって 引き起こされる水蒸 気爆発の例。	金属工場などにおいて、熔融金属によって発生した水蒸 気爆発事象・事故の例。 アルミニウム・ジルコニウムを用いた水蒸気爆発の実験で は、1000気圧以上の圧力が、1~3msの間に発生するこ と。		

(甲D号証 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関するもの)

甲D号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
14	福島第一原子力発電所事 故 その全貌と明日に向けた 提言 -学会事故調 最終報告 書-	一般社団法人日 本原子力学会 東京電力福島第 一原子力発電所 事故に関する調 査委員会	平成26年3月11日	写し	15頁 ~33 頁	福島第一原子力発 電所事における事 故の概要	福島第一原子力発 電所事故における、 1, 3, 4号機の爆発 が水素爆発であるこ と。	福島第一原子力発電所事故において発生した爆発事象 については、いずれも水素爆発であったこと。 1号機, 3号機については、それぞれ炉心損傷に伴い水- ジルコニウム反応によって発生した水素が原子炉建屋に 移行し、何らかのきっかけで引火したことにより爆発をひき 起こしたこと。		

(甲E号証 その他)

甲E号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
71	福井地裁大飯原発3, 4号機差止訴訟判決	福井地方裁判所 民事第2部 裁判長裁判官 樋口英明 裁判官 石田明彦 裁判官 三宅由子	平成26年5月21日	写し			原子炉等規制法に基づく審査基準適合性とは独立して、人格権を根拠として原子炉の再稼働の差止請求が認められること。	1 福島第一原発事故ご、最初に出された原発差止め訴訟の判決において、被害の重大性等に照らし、「具体的な危険性が万が一にでもあれば」、人格権に基づく差止請求が認められると判断されたこと。 2 同判決において、裁判所が具体的危険性の有無を判断することは、「人格権の我が国の法制下における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉等規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」と判断されたこと。 3 その他、原発差止訴訟における基本的考え方等。		